

平成28年11月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成28年10月27日（木）
- 2 場 所 南別館3F委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後3時20分
- 5 出席者
小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、濱田委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課長、児玉学校教育課長、東スポーツ振興課長、朝倉生涯教育課長宇都都城島津邸館長、竹下教育総務課副課長、清水教育総務課主幹
- 6 会議録署名委員
赤松委員、濱田委員
- 7 開会
○小西委員長
ただいまより、11月定例教育委員会を開催します。
- 8 前会議録の承認
○小西委員長
平成28年10月定例教育委員会の会議録につきましては、お手元にお配りしています。会議録に記載した内容については、ご異議ありませんか。
ご異議がないようですので、前会議録を承認いたします。
- 9 会議録署名委員の指名
○小西委員長
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、濱田委員にお願いします。
- 10 議事
○小西委員長
それでは、報告第85から89号までと、議案第40号を都城島津邸館長よりご説明お願いいたします。
○都城島津邸館長
都城島津邸の館長をしております宇都でございます。
それでは、議事に従いまして、ご説明申し上げます。
まず、報告第85号でございます。
臨時代理した事務の報告と承認についてでございます。
内容につきましては、都城島津伝承館特別展「武士のたしなみ」観覧料の割引の変更について、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委託等規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり、臨時代理したので、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。
ページを開けていただきまして、先ほど言いました都城島津伝承館特別展「武士のたしなみ」観覧料割引の変更についてでございますが、現在、都城島津伝承館におきまして、武士のたしなみを10月15日から11月27日に開会しているところですが、都城市立美術館では、特

別展和田英作展を同じく11月27日まで行っております。また、都城歴史資料館は、企画展「指定文化財で見る都城の歴史」が9月9日から11月6日まで、同館の企画展「刀展」が11月11日から来年1月9日まで開催されます。こちらの入場券の半券を提示された人は、団体料金で観覧できるという形で設定を変更したものでございます。

報告第86号 都城島津邸「菊花展」の開催要項の制定についてでございます。

都城島津邸「菊花展」開催要項を別紙のとおり制定いたします。

ページを開けていただきまして、第6回都城島津邸菊花展の開催要項でございます。

日時につきましては、平成28年11月1日火曜日から13日曜日の開館時間と同じ9時から17時でございます。

会場は、都城島津邸の島津広場となっております。主催につきましては、都城菊之会で、共催が都城島津邸となっているところでございます。

目的としまして、都城市民の貴重な財産であります都城島津邸で菊花展を開催することにより、一人でも多くの方に菊花展を見ていただくとともに、都城島津邸の持つ魅力を広く市民に伝えることとしております。

料金につきましては、菊花展観覧は島津広場で行いますので、無料となっております。ただし、本宅等及び都城伝承館を観覧する場合は、通常どおり有料となります。

休館日は、都城島津邸の休館日で、毎週月曜日、月曜日が祝日の場合はその翌日となっております。

その他、表彰制度がございまして、現在、市長表彰、教育長表彰、菊の会会長表彰などの表彰を予定しているところでございます。こちらについては、菊花展の内容でございます。

続きまして、報告第87号でございます。

こちらは、初のイベントでございますが、報告第87号 都城島津邸「御入部記念イベント」開催要項の制定についてでございます。

別紙のほうを開けて、ご覧ください。

開会のねらいとしましては、都城島津邸初代北郷忠資が1352年12月12日に薩摩迫、現都城市山田町にございますが、こちらに初めて入ったことから、都城島津家では、12月12日を御入部記念日として、赤飯等を炊いて祝っていたという記述が残っているところでございます。この御入部記念日にイベントを開催することによって、都城島津家及び都城の歴史を市内外に情報発信して、周辺の史跡より島津邸への来館者増を図るものでございます。日程につきましては、当日が休館日となっておりますので、前日の12月10日から11日までの土日を開催日としていくところです。主催は都城島津邸でございます。

内容につきましては、12月10日は御入部を記念して、島津邸、薩摩迫、安永城、高城・祝吉御所などの史跡めぐりを計画しているところでございます。募集人数は25人程度で、昼食代等含め1500円が料金でかかる予定となっております。翌日は、NPO法人都城歴史と文化のまちづくり会議が開催している郷中教育体験講座と門松づくりを行うということと、対象者に赤飯を振る舞うというイベントを予定しているところでございます。

対象者は、先ほど言いました郷中教育の体験講座の受講生と一般先着20名程度を予定しているところでございます。こちらについては、料金は無料となっております。これは、今年から初めて開催する予定のイベントになっているところです。

続きまして、報告第88号 「2017島津 de マルシェ&陶器市」開催要項の制定についてでございます。

こちらにも別紙の開催要項を見ていただきたいと思います。

都城の歴史、日本庭園など、都城島津邸の魅力を広く情報発信し、来館者増を図るため、集客力のあるハンドメイドマーケットや陶器市を開催することにより、来館者増を図るものでございます。

また、この時期は、後ほど説明します重文指定・公開承認施設認定記念展を開催しておりますので、こちらへの入場者増もあわせて図るものでございます。

開催日時は、来年1月27日金曜日から1月29日日曜日までの3日間で、マルシェは小物市になると思いますが、10時から16時まで、陶器市は3日間で10時から16時の予定となっております。

会場は、マルシェのほうが都城島津邸の島津広場になります。陶器市のほうは島津邸本宅に予定しているところでございます。

関連イベントとしまして、ぼんちくんショーなどを今、計画しているところでございます。島津邸の広場ですので、こちらのほうは無料でございますが、本宅及び島津伝承館の観覧料等は有料と、通常どおり観覧料をいただくということで計画しているところでございます。

おおむね、今、説明しました報告につきましては、都城島津邸により多くの人に来ていただきまして、都城の歴史と島津邸の魅力発信を色々な形で発信していこうというイベント等でございます。

続きまして、報告第89号でございます。

重文指定・公開承認施設認定記念展「都城島津邸のあゆみと国宝・重文」、仮称になりますが、こちらの開催要項の制定でございます。

こちらにつきましては、平成16年以降、都城島津家が本市に対し、同家史料の寄贈を行い、市は都城島津邸の購入を行いました。これに伴って、都城島津邸が整備され、平成22年3月27日に開館したところでございます。

そして、当館は、平成28年8月27日付で国宝・重要文化財を事務面において、簡易借用できる公開承認施設の認定を文化庁から受けました。これは宮崎県内では初、南九州では鹿児島県の黎明館に続く2件目であり、全国では114番目の偉業となっているところでございます。

この公開承認施設としての役割は非常に大きいものがありまして、南九州における文化財保存・公開、学術技術の普及等色々な分野で地域貢献をすることが望まれております。本件はその公開承認施設の認定を記念しまして、文化財の大切さと公開承認施設としての当館の博物館活動を広く紹介するために、貴重な資料や国指定重要文化財等を借用・展示するものでございます。

会期については、来年、平成29年の1月29日土曜日から3月5日の日曜日を予定しているところでございます。場所は、都城島津伝承館の展示室でございます。観覧料につきましては、後ほど、議案となっておりますので、その時に説明させていただきます。

主な展示候補として、現在、国宝であります、島津家文書で、豊臣秀吉の朱印状が予定に入っております。また、柳川市にあります公益財団法人立花家史料館から、国宝の短刀銘 吉光をお借りする予定となっております。同じく、国の重要文化財でございますが、薩摩川内市の歴史資料館から小西行長の書物等、九州国立博物館から北条時宗の書状等を借りる予定にしているところでございます。

裏面を見ていただきまして、こちらにつきましては、都城島津邸のめざすところとして、国宝や国の重要文化財を広く展示しまして、日本の歴史、都城の歴史、そして、都城島津家の歴

史を広く市民の方や県外の方に知っていただき、都城地域文化の醸成と地元の人には郷土愛の向上を企画していることを提言して、それを可能な施設であることを十分周知していくものでございます。

関連イベントとしまして、こちらのほうのシンポジウムを企画しているところでございますが、文化庁から宇田川氏、九州国立博物館内にあります修理工房の藤井氏、それから、県博物館の学芸部長であります靱木氏、先ほど述べました柳川市にあります立花家史料館の館長であります植野氏を司会としてお願いしたいと考えております。期日は、来年、平成29年2月4日土曜日、13時半開場で、14時開演を予定しているところでございます。場所は、都城市ウエルネス交流プラザむじかホールで、料金は無料でございます。また、これに伴いまして、開館1日前の1月20日に、内覧会を計画しているところでございます。

それでは、議案第40号でございますが、今、説明しました重文指定・公開承認施設認定記念展「都城島津邸の歩みと国宝・重文」仮称でございますが、こちらの観覧料の設定でございます。

こちらにつきましては、現在行っております特別展の観覧料と同じで、一般が400円、大学生・高校生が300円、中学生以下は無料と考えているところでございます。括弧内は20名以上の団体で、一般が350円、大学生・高校生が250円となっているところでございます。こちらにつきましては、教育長からも少し安くできないのかという、記念展でございますのでご指摘がございましたが、当初予算を組む際に、歳入として観覧料の収入見込みと歳出見込みの史料集荷に係る経費等を勘案したところ、どうしてもこの料金でないと収支がとれないという形になりましたので、この観覧料で議案として決定いただきたいと思いますというところでございます。

以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、報告と議案等とおして、お尋ねがありましたらお願いいたします。

○教育長

一つは菊花展のところで、表彰のところで、教育長表彰はいらないのではないのと言ったのだけど、都城の名誉館長がいらっしゃるので、名誉館長表彰でいいのではないかと意見を書いたのだけれども、届いていないですか。

○都城島津邸館長

まだ確認できていなかったものですから。

○小西委員長

それでは、そのことをご検討いただけますか。

○教育長

駄目だったらしょうがないので、関連になっているのならしょうがないと思います。

○小西委員長

前からありましたか。

○都城島津邸館長

今年の1月からあります。久厚氏るときにはございましたが、今の久友氏は新たに決まりました。

○小西委員長

皆さん、ご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご検討をいただきたいと思います。

○都城島津邸館長

今のものについては、島津久友名誉館長にも連絡をとりまして、許可を得てからということになりますので、次回の教育委員会の報告ということで、回答はよろしいでしょうか。お願いいたします。

○小西委員長

予定がありますので、次回にまたご報告をお願いいたします。

○教育長

それと、次の87号のところで、報告をあげる前に、一人ではなく、親が歴史資料館に小学生と一緒に連れて行きたいというときに、これは同じく1500円とるのですかと。そういうことをどこかにふれておいてほしいと言ったのだけど、この開催要項はこの前と同じものですよね。そういうものの検討はなされたのかどうかをお聞きしたいのですが。

○都城島津邸館長

今、教育長が言われたとおり、子どもさん連れの方もいらっしゃると思いますので、これはあくまでも基本ということで、家族連れの場合は、また、別に料金設定等を考えたいと考えております。これはあくまでも基本ということでお願いしたいと思います。

○小西委員長

そうしますと、25名程度というのは、大人を基準に25名で、子どもさんを連れていらっしゃるすれば若干、増えたりということは可能なわけなのですか、行事としては。

○都城島津邸館長

バスの定員が25名となっておりますので、例えば子どもさんが多数いらっしゃった場合は、その調整をさせていただくということになるかと思えます。

○教育長

その情報をどこかで書いておかないと、子どもを連れて行っていいのかどうか、1500円またとられるのだったら、親も含めて親子で3千円出さないといけない話になります。その辺を参加しやすい形態で、お昼代が要るのかもしれないけれども、その辺をちょっと考えてほしいと思います。

○小西委員長

それでは、せっかくの行事ですので、十分な周知の表現でよろしくをお願いいたします。

○都城島津邸館長

わかりました。

○小西委員長

ほかにありませんでしょうか。

報告第88号なのですが、マルシェは毎年行っているのですが、陶器市というのは、本宅の中であるというのは、陶器については特別な陶器なのでしょうか、それとも一般の焼き物の即売ということなのか、お尋ねしたいと思います。

○都城島津邸館長

この陶器市に関しまして、都城市内に窯元がある由緒ある人たちがメンバーとなっております。あとは、都城島津邸で行うということですので、都城島津邸に由来のある鹿児島県内等の窯元が参加して下さるということをお聞きしております。まだ、それ以外の方も若干入

ってくると思うのですが、あくまでも都城島津邸でやるということを前提にしておりますので、そういう歴史的背景を考えて、陶器の窯元を探しているところでございます。

○小西委員長

わかりました。

その場合、マルシェの発信の時に、陶器市というのが、郷土の作品とか、そういうものをちょっと加えていただいたほうがいいのかなと思います。普通の焼き物の即売会という印象を受けてしまいますので、せつかくのそういう意義のある内容ですから、その辺の説明も必要かなと思います。

○都城島津邸館長

わかりました。

一応このタイトルでわかりにくい面は、説明書きで開催の目的とかを明示して、皆さんにわかっていたくように、理解していただくように努めたいと思います。

○教育長

5の内容のところ、文言の使い方だけど、どちらが正確なのかよくわからないのだけど、島津広場と書いてありますが、島津邸広場なのか、島津広場なのか、どっちを使っているのですか。

○都城島津邸館長

正式には、島津広場でございます。

○教育長

島津広場が正式の名前なのですか。私は、島津邸広場かなと思っていました。

○都城島津邸館長

ちょうど入られて大きな木が真ん中に立っている広場のところを島津広場という名前がついているところです。

○教育長

看板には島津広場と書いてありますか。

○都城島津邸館長

邸内地図には島津広場と書いてあります。

○小西委員長

ほかにお尋ねはありませんでしょうか。

○教育長

お金のところで私が安くしろと言ったのだけど、歳入歳出のところ、どこかで決めちゃっているからだめということなのですか。よくわからないのだけど、いわゆるこれだけの歳入があると見込んで予算づけをしているということなのですか。

○都城島津邸館長

今、教育長が言われるとおりでございます。

当初予算を計画する際に、おおむね歳入はこのくらいの金額で、おおむねこのくらいの観覧者があるというものを計算した上で、今度はそれに伴う開催時に持ってくる史料等の総額的な金額、こちらのほうを相殺的に考えて、全体予算を作っておりますので、今、言われたとおり、来年度予算を組む時も、来年度の特別展等をする際には、若干計算上金額を安くして、それで歳出的に合えばそういうふうにもっていきたいとは考えているところでございます。

○教育長

というのは、我々教育委員は、今の結果しか見せていただけなくて、このようにお金を決めましたということしか出てこないわけです。今のご説明では、年度計画を立てる時に、もうそれで入館料を決めた上でなさっているわけではないですか。それはしかし我々は知らないわけです。そうすると、後で変更できないわけなので、議案として意味があるのかどうかです。そういう議案の出し方が本当にいいのか、考えていただきたい。歳入歳出の予算をそちらがしているから、もう変更できませんと言ったら、私たちが議論する必要がなくなります。

○小西委員長

ということは、提出なさる前に、予定の時点で提案をいただくというふうに、ほかにも言えることかなと思います。美術館にも、歴史資料館にも言えることかなと思いますので。

○教育部長

この拝観料については条例でうたっています。特別展だけは教育委員会の中で決定ができる。それ以外については、市長が決めるという形になっています。そこをはっきり委員の方にご説明して、もともとの島津邸ができた時の、島津邸の運営の基本的なあり方を最初作ったと思うのです。このくらいの拝観料の歳入とか、歳出、人件費、事業費をこの前の議会でも長友議員からあったのですが、島津邸を今後どうしていくのかという話で、極端な話、全部無料にしてもいいのではないかと、そういう考え方もある。そこをきちんとまず委員の方に、基本的なところをまずご説明を一回はしていたほうがいいと思っています。その中で、この部分は教育委員の考え方で、観覧料の設定ができるというのも少し見直しをしていいのかなと。

○教育長

特別展だったものだから、わざわざ出されるのに、そこ辺はできないという話だったら、全然お話にならないと考えます。

○教育部長

そういった中で、どうしてもある程度歳入を組まないといけないということもあるわけで、そこが教育委員会にも色々なご意見があるから、予算の中で、歳入をどのくらいでみるのかというの、予算の査定の中で考えなければいけない。きちんとした基本の部分が、今までのところずっとやっていて、条例どおり進んでいるのですが、これは、本来は議案ではない。基本的には報告ですよ。

○都城島津邸館長

今、教育長や部長のほうから問題提起がありましたとおり、少しだけ説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

通常の企画展とか、収蔵資料展、通常の展示をしている場合には、これは、市長の決裁をもって料金が決まっているところですが、特別展が年に2回行われますが、こちらにつきましては、今、教育長がお話になられましたとおり、教育委員会の中で料金を決定するというところになっていてございます。なので、今回議案として提出していたのですが、これは、先ほど言いましたように、こちらのほうとしても柔軟な料金設定をしたいと考えているところですが、なかなか全体の運営費の中から捻出する中で、計算上の歳入予算を考えて、歳入見込みの入館者の数を総体的に考えながらやっているところがございます。今回がテストケースになるのですが、実は先ほどのマルシェとか、色々なイベントをやりまして、去年も試験的に増やしていったところですが、こちらのほうで入館者がふえて、歳入が増えていくと、実質的には同じ観覧料金ですと収入がふえるということなので、歳入の分の観覧料を下げられるということになると思うのです。

現在、問題指摘でどうしても今回、財政当局等と話をしたのですが、難しいところがありましたけれども、とにかく歳入を増やせば、その分の入館料は下げられるものとなるわけですので、今回、このようなイベントをいっぱい開催して、より多くの人を入れて、来年度の入館料の歳入を柔軟にやれたらいいと考えておりますので、今年度はちょっと無理だったのですが、来年につきましては、ぜひともそれを頭に入れて、事前に皆さんのほうにはご説明をさせていただきまして、このくらいで考えているところです。ということで、ご報告なり、審議いただければと思っているところでございます。

あと一つだけ追加で言いますと、現在、伝承館で特別展「武士のたしなみ」を開催しているおり、おおむね3千人の入館者を見込んでいるところですが、今日現在、10日経ったところで1千人を超えています。なので、この状況でいきますと、予定よりもかなり増えるのではないかと想定していて、そうなった場合には、来年の予算を組む時に、先ほど言いましたように、少しでも安くできるような料金設定ができるのではないかと考えているところです。

○小西委員長

今の館長のご説明よくわかりました。入館者と観覧料の分岐点というところの予測は難しいとは思いますが、議案ですと特別展の料金は、今まで出てきたわけですが、今、教育長のご意見があって、初めてこういうことにも改めて気づいたわけなのですが、これは、島津邸に限らず、美術館も歴史資料館も今、色々島津邸がご努力されているのは特別だと思うのですが、状況は同じかと思しますので、いずれも、議案として出される前に、状況と料金設定についてのご説明をいただければいいかなとされているところです。

本日は議案として決定でよろしいでしょうか。

○教育部長

料金設定の決定権が市長になるわけでしょう。これは企画展ですか、特別展ですか。

○都城島津邸館長

特別展です。

○教育部長

ということは、教育委員会の権限になるということですね。

○教育長

本当は変えていいわけです。それを変えられないという理由がおかしいと思って、変えられない理由がちょっと違うという感じがして、整合性がないから、そこがやはり。そういう理由で変えないのならおかしいなという気持ちが私たちはあったものですから。これ以上は言いませんけれども。

○小西委員長

これはいわゆる時間的に無理ですので、議案としてよろしいでしょうか。

○教育長

記念展だから、採算を度外視してでもやるというやり方はあると思っているのです。私が申し上げたときには、中学生・高校生・大学生を無料にしないという意味で、一般は百円下げればいいのかと言ったのです。公開承認施設になったという記念を祝う意味があってやるわけだから、皆さんに知ってもらうということで、高校生・大学生ぐらいまでは無料でもいいのではないかと考えました。

○小西委員長

今のご説明で、整合性がどうかわかりませんが、状況の報告をしていただいたと思って理解し

ております。今後は、今のところを踏まえて、報告で一応出していただければ納得がいくと思いますので、お願いします。

これは決定でよろしいでしょうか。

ほかにご質問はありませんか、報告も含めて。

○赤松委員

報告第85号の割引のことについて、かつて、私が質問したかなと思っておりますが、再度お尋ねします。逆の場合、「武士のたしなみ」の半券を持っていけば、和田英作展も割引になるとか。逆もOKなのですか。

○都城島津邸館長

美術館の特別展につきましては、島津邸と同じパターンで、教育委員会が料金を設定しているところがございますので、相互のやりとりでチケットの割引をしております。ただし、歴史資料館の企画展につきましては、島津邸の部分は教育委員会で決められているのですが、歴史資料館の料金体系は、先ほど言いましたように、企画展については市長に決定権がありまして、割引は、そちらのほうが許可が下りないといけませんので、今のところは状況は確認しておりませんが。

○教育長

前、同じようなことが出たのでなかったですか。

○赤松委員

市民の立場から考えると、どちらを先に行ってもいいと思うのです。そうなった時にどうして向こうは半額にならないの、ということで、あれっなぜだろうと思ったりされるのではないのでしょうか。どちらもOKなのですよというPRが一番それぞれの施設の入館者を増やすことに繋がるとってお尋ねしたところです。

○都城島津邸館長

今、言いましたように、美術館とは相互にやっていますので、それは間違いなのですが、歴史資料館については今のところ確認ができておりません。

○教育部長

文化財課とは連携はとれていないのですか。

○都城島津邸館長

しているのですが、結果のほうを聞いていないものですから、うちの半券を持って行って割引になるかどうかの。

○教育部長

確か先日、市政10周年記念もそういった形で、全部回れるように割引をしましたよね。

○都城島津邸館長

去年も同じように周遊割引サービスはやっております。

○教育部長

できるだけできるように。

○赤松委員

市民にとっては、それが教育委員会に決定権があるか、首長部局に決定権があるかというのはわからないことです。市民の立場からいくと、どちらに行っても半券があると割引があるのであれば、喜ばしいと思ったものですから。

○都城島津邸館長

一応そういう方向で話をしてみますので。

○赤松委員

次年度の企画をされる時に、それぞれで観覧時期の重なりが出てくることがわかれば、それをお互いに半額設定することをやりましょうとすれば、すつといくのかと思ったものです。来年度のことを見越して、そういうセッティングが可能な部分についてはサービスすれば、市民に歓迎されるのではないかとお聞きしたところです。

○都城島津邸館長

今の件につきまして、補足がありまして、実は今年の春に、教育長からご提案がありまして、それぞれ教育委員会の施設で、各施設が何をやっているのかというのが総体で見えないということで、図書館、美術館、歴史資料館それぞれの館で開催時期の一年計画をずっと一つのペーパーにして、それぞれの施設でお配りして、総合連携を図るようにしています。あとは料金の問題だけです、その辺は検討させていただきということでお願いしたいと思います。

○小西委員長

ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第85号、86号、87号、88号、89号を承認させていただきまして、議案第40号を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第84号を生涯学習課にご説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第84号 平成28年度都城市人権啓発推進大会開催要項の制定についてご説明いたします。

毎年12月4日から10日までの人権週間に合わせて、教育委員会と都城市人権啓発推進協議会が主催し、本年度は12月10日土曜日に開催するものでございます。

この大会では、小・中学生、一般から募集した人権啓発標語の入賞者表彰と講演会を行います。人権啓発標語につきましては、小学生は1、2年生の部、3、4年生の部、5、6年生の部の3部門、中学生は学年単位の3部門、これに一般の部を合わせた計7部門について、それぞれ最優秀賞、優秀賞の受賞者を表彰いたします。なお、表彰作品の選考につきましては、明日、28日に開催します人権啓発推進協議会第2回監事会で最終決定をいただくところでございます。

また、講演会につきましては、新潟産業大学准教授の蓮池薫氏を講師に招き、「夢と絆」という演題で講演をお願いしております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

内容についてお尋ねがありましたら、お願いします。

○教育部長

補足で、明日、幹事会があるのですが、私が幹事長になっているものですから、非常に沢山の人権啓発標語の募集があったところです。小学1年生が本当に考えたのかというぐらい本当に素晴らしい標語が集まってきて、どれを見ても、なかなか点数を甲乙がつけられないぐらい非常に内容の濃いものがありました。最終的には幹事である各企業の代表者とか、それぞれの団体の代表者の方に最終選考で全部見ていただいて、明日それを集計したもので決定させていただきます。年々、標語の募集応募が多くなってきているので、大変いいことだと思っているところです。

○小西委員長

ほかにお尋ねはありませんでしょうか。

○濱田委員

応募に関しては、各学校にお願いするということですか。それとも広く一般に公募するみたいな形でやるのか、その辺を教えてください。

○生涯学習課長

お答えいたします。

小・中学校に関しましては、依頼文書をお出しして、学校ごとにまとめていただきます。一般に関しましては、広報都城に掲載して募集する分と、それから、企業も人権啓発推進協議会に入っているしゃいますので、農協とか商工会議所とかお願いに行くこともございます。

○濱田委員

応募の数もふえているという話で、学校の先生によってということになるのでしょうか。

○教育部長

ここ3回ほど、毎年見てきて、学校によっては全然でてきていないところもあったりしていたのです。幹事会の中でも、どうしてこの学校は出ないのかといったこともあって、人権についての考え方、標語を考えることも人権教育の大事なところだと思います。学校の校長先生をはじめ、先生方のはまり方次第で、子どもたちにこういったことを考えさせるいい機会なので、そういったことで、広く全学校で出していただきたい。

○生涯学習課長

生涯学習課長名なのですが、校長会でお願いいたしました。

○小西委員長

補足的ですが、学校には色々募集が押し寄せて、それを先生方が選択するという状況を、私もあることをお願いに行ってわかったのです。ですから、読書感想文など色々ありますが、人権という大事なものとそういうものが先生方の中に柱として根づいていけば、ずっと安定的に受けていただけると思うのですが、その意識を持っていただくまでが、大変な努力だったのだろうと思うのです。こちらはそういうことで、先生方も本当に忙しい中、それを取り扱いも結構大変だとおっしゃる、本音で聞きますと。すべてをお願いする人にはそれなりの思いがあると思うのですけれども、それをどのように先生方の中にとめていただくかという問題だろうなと思って、これはよかったと思っています。

○教育長

低学年はよく言われることですが、低学年では、手を入れないといけないから、先生方は大変ですね。

○赤松委員

応募がふえることが嬉しいです。作品として選ばれることはもちろんいいことなのですが、応募がふえる、その時間を家庭なり、学級なりで考えて標語を子どもたちが作るということが、毎年繰り返されていって成長していく中で、人権に対しての考え方がしっかり培われていって、それぞれいけないことはいけないというふうに、つながっていくと思っています。そういう時間を家庭なり、学校なりが設定してやっていくことが一番大事なことだと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小西委員長

このペースを大事にしていきたいと思います。

それでは、報告第84号を承認させていただきます。

○小西委員長

報告第83号を学校教育課長よりご説明いただきまして、引き続き、教職員の人事案件についてのご報告をいただきます。報告第83号につきましては、来年度予算に係る事項であるため、いずれの案件も、非公開にさせていただきます。まず報告からお願いいたします。

○学校教育課長

来年度の新規事業学力向上対策事業について（非公開）

○小西委員長

それでは、この項目を承認させていただきまして、引き続き、人事案件についての話を頂きたいと思います。

～教職員の人事案件について（非公開）～

○小西委員長

それでは、議案第38号と議案第39号を、スポーツ振興課長よりご説明いただきます。

○スポーツ振興課長

それではまず、議案第38号からご説明させていただきます。

本議案につきましては、10月6日の定例教育委員会におきまして、概要等につきまして、簡潔に説明を一旦させていただいていた案件でございます。

10月6日の後、10月14日に法規審議会が行われまして、条例案につきまして概要が固まりましたので、改めまして議案として提出させていただき、その後、10月31日に使用料等審議会、11月2日に庁議付議を経まして、12月議会に上程しようとするものであります。

内容につきましては、1ページをご覧ください。

改正理由といたしましては、1点目が都城運動公園野球場のピッチングマシンの料金設定をしようとするものであります。この案件につきましては、一般利用者からキャンプ以外の期間につきまして、利用をさせてほしいという要望が多く上がっているものであります。ピッチングマシン及び付帯いたしますバッティングゲージ、防御ネット等をセットで貸し出しをしようとするものであります。料金といたしましては、改正の内容というところで、大きな2番に挙げております。ピッチングマシン1回2千円という形で、今回加えようとするものでございます。

2千円の根拠につきましては、現在、貸し出しを行っております高城運動公園の野球場、並びに、高崎総合公園の野球場に設置しておりますピッチングマシンと同様の料金設定とするものであります。

改正の2点目が、平成29年4月から供用開始予定しております早水公園体育文化センター弓道場の空調設備、並びに、利用者から要望が多く上がっております団体使用時の使用面積に応じた料金設定、並びに、料金に照明料を含んだ設定に改定をしてほしいという要望に応じようとするものでございます。

改正内容につきましては、2ページをご覧ください。

まず、料金の改定の部分でございます。左側が改正前、右側が改正後ということでございます。主に団体料金につきまして、全面利用の場合のところが一番上でございますが、見ていただきますと、改正前は、料金が300円、それに一番下に照明設備が150円という形の設定でございました。改正後は、一番上の行、高校生の全面利用のところを見ていただくと、高校以下、1時間450円ということで、基礎額の利用料金にプラス照明設備料金の450円という形の設定に

しようとするものであります。この下に二分の一面利用、三分の一面利用という形で掲載ございます。左側を見ていただきますと、現状では、半分使われた場合でも、三分の一使われた場合でも、料金設定がございませんので、同じ料金となっておりますが、今回の新設した弓道場につきましては、中を分割して利用することが可能な形になっております。それに合わせまして、二分の一面を利用した場合の料金、三分の一面を利用した場合の料金という形での新設の設定をいたしているところでございます。

変わる部分といたしましては、改正後の中ほどに入場料を徴収する場合という料金設定をしております。現状は、弓道におきまして、興行的な利用というのがほとんど例がございませんので、現実的にはこの料金を使用することはまずないと考えますが、あった場合を想定して、入場料を徴収した場合の料金設定をいたしております。これについてプラスが生じておりますが、その理由といたしましては、先ほども説明いたしましたとおり、現状では料金と照明料を区分した形で、後ほど徴収する場合については、利用料だけを3倍にして、照明料を150円プラスしていたというものが、最初に料金の中に照明料が含まれますので、これも3倍になるという部分の中の差額300円が生じているものであります。

下の中学生以下につきましては、今回の料金区分からは廃止いたしました。理由といたしましては、中学生以下につきましては、現状、部活動での活用という中で、個人料というケースがまずございません。そういった中で、中学生利用という部分での個人利用を廃止したというところでございます。

空調につきましては、3ページをご覧ください。

弓道場の平面図をつけさせていただいております。

この中で、空調の設備がございましてのが掲げております11ヶ所でございます。ここにつきましては、それぞれ面積等に応じまして、料金の設定をいたしているところでございます。それぞれ申請に基づいて、どこの場所を利用したいという申請をいただいた分について、料金を徴収する方針でございます。

以下、4ページにつきましては、早水運動公園の整備後の概要という形でつけさせていただいております。弓道場につきましては、建設工事が既に終了いたしまして、今、外構工事等にかかっているところでございます。今後、全体計画といたしましては、既存のメインアリーナの北側にサブアリーナと武道場、表記がございませんが、メインアリーナの東側に多目的室の建設ということで、年が明けた1月から着工してまいる計画でございます。

5ページ以降が条例案でございます。先ほど申しましたとおり、この条例案の形で法規審議会を通過しているところでございます。

続きまして、議案第39号について説明させていただきます。

第39号につきましては、今年度で指定管理期間が満了いたしますスポーツ振興課所管の体育施設の中の高崎総合公園並びに山之口運動公園の指定管理者の選定にあたりまして、非公募でそれぞれ高崎を2年、山之口を1年期間延長しようとするものであります。

なお、期間の延長につきましては、お手元の資料の中に、4月分の庁議付議資料がございましてでしょうか、添付がございましてでしょうか。

まず、指定管理者の選定にあたりましては、指定管理制度を所管しておりますのが総合政策部の総合政策課になります。こちらのほうでまず、制度の所管課であります総合政策課において、指定管理者の制度導入方針に基づきまして、管理運営方針を決定していくという手続がございまして。これに基づきまして、今年度4月の段階でそれぞれ、今、申しました山之口運動公園につい

て1年、高崎について2年の延長をしていくということで、管理運営方針の庁議付議が終了しているところでございます。今回の手続につきましては、その流れに基づきまして、管理運営方針に基づいて、施設を所管する担当課が選定、並びに、議会への上程についての手続を進めていくという流れを進めている部分でございます。

選定等にあたりまして、選定理由等でございますが、同じくお手元の資料の中で、指定管理期間一覧という横長の表をつけております。こちらをご覧くださいと思います。

高崎総合公園につきましては、ご案内のとおり、体育館、広場等の体育施設と温泉施設が同じ場所に存在しているところでございます。現状では、平成26年度におきまして、今の高崎町星の郷総合産業株式会社が指定管理者として選定されて、平成26年度から指定管理を行っているところでありますが、その時点で、温泉施設については5年間、体育施設については3年ということで、それぞれ年度の期間がずれた形で指定管理が始まっておりました。その中で、受けている先としては同じところでありまして、それぞれ所管課、そして、指定管理が二つあるという中では、効率的な運用等々考えた場合に不都合な点も多々出てきていた部分がございます。今回、ほぼ助成したいという形の中で、総合政策課とも協議をさせていただきまして、まず、3年で期間が終了する体育施設について二年間の延長を今回行いまして、温泉施設と同じ5年間のスパンにするという形で、次期平成31年度からの選定にあたりましては、平成30年度に両方を合わせた形の公募をかけるという形で考えているところであります。そのための二年間の延長という形を今回はとりたいというところでございます。

下から二番目の山之口運動公園につきましては、現在、文化コーポレーション株式会社が指定管理を平成25年度に選定されまして、3年間という形で指定管理が動いているところであります。今年度山之口運動公園の体育館につきましては、耐震診断の結果に基づきまして、耐震を合わせた大規模改修工事を今、着手いたしております。工事期間としては、3月までかかるという想定でございます。そうしたときに来年度に向けての供用開始の準備期間が非常にとれないという中で、仮に、指定管理者が変わった場合、利用者に対して不都合が生じる懸念が多分にあるというところで、これにつきましても、所管の総合政策課との協議の中で、1年間の延長という方向性を検討いたしましたものであります。これに基づいて、1年間延長することによりまして、新しい体育館の管理運営のスムーズな移行、そして、利用者の混乱を防いでいくということで、1年間の延長をしていくということでございます。

改めて平成29年度に公募によりまして、平成30年以降の指定管理者の募集をかけていきたいという流れでございます。議案第39号につきましても、本日、ご審議を経まして、11月2日の庁議に付議いたしまして、12月の議会に上程していく流れで考えているところでございます。

以上、2点でございます。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第38号と39号についてお尋ねがありましたらお願いします。

○教育長

これはスポーツ振興課が来たときにお聞きして、よくわからなかったところですが、今の指定管理のところが、庁議で延長してここにすると決めているわけです。それが、教育委員会に議題で回ってきて、それを決めるということになるわけですね。

○スポーツ振興課長

まず、4月の庁議の部分で決まっておりますのが管理運営方針の中で延長をしていく期間が、高崎が2年、山之口が1年にするという方針だけがまず、今、決まっていると。今回、ご審議いただきたいのは、その方針に基づいて、先ほど申しましたとおり、現在の管理者を非公募によって延長をさせていただきたいという部分についてご審議をいただきたいということでございます。

現在の指定管理者の高崎については星の郷、山之口については文化コーポレーションをそれぞれ非公募で延長させていただきたいという案件をご審議いただきたいと考えます。

○教育長

この今している人たちで延長するということですよ。庁議で出てきたのもそうなのです。

○スポーツ振興課長

庁議の時点では、延長をするという方針だけが決まったということです。

○教育長

管理運営方針の集約結果等というところの文章は、これを読んだら、その人たちが延長するとは読めません。延長という言い方は、人を変えて延長だというやり方はないわけです。

○スポーツ振興課長

現実はそのとおりです。

○教育長

本当は庁議にかける前に、教育委員会で検討していくことで、このように考えているがいかということを書いてこないとだめなのではないの。

○スポーツ振興課長

そこは諮っていませんでした。

○スポーツ振興課長

確かに、教育委員会の付議という部分が欠けていたというのは確かに考えます。今は、何週間で協議して整理したものを、部長決裁をいただいた形で出す流れになっていますので、その分を提案の制度として、教育委員会ですので、今後進めていく中にありましては、管理運営方針を提出する前に、教育委員会に付議をさせていただくという流れを今後作っていくという方向をしっかりとるべきだと考えます。

○教育委員長

いくらかの例がありまして、スポーツ振興課だけではなくて、議案に対しての手順については色々と異論が出ておりますので、その点を整理していただければと思います。

○教育部長

12月議会にこれを上げていくといくものですから、議会への議案ということになりますから、この点、問題は教育委員会の協議規則の中では、議会の重要な案件は議案として上げなさいということになっているものですから、そういう形で上げているのだけれども、その辺のシステムのプロセスが手落ちだとおっしゃっている。事務局のほうも手落ちな部分もある。当然、庁議にかける前に委員の方にまずお諮りして、上げてよろしいかというのをしなければいけない。

○小西委員長

大変重要なことだと思います。何となく見過ごしてきた問題だと思いますので、よろしく願います。

それでは、今の問題です。

議案について、色々と提案がありましたが、それは今後善処していただくということで、スポーツ振興課と限らず、議案として出てくる前の段階の手續として考えていただくということで、

今回の議案は決定でご意見がありましたら。

○濱田委員

次回、そういう形になるとして、そうすると、実績とか、選定理由とか、それから議論しなければならないと。そういうものの矛盾点とか。

○教育長

それが必要なのです。

○小西委員長

ではよろしいでしょうか。

それでは、今回決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第81号、82号を教育総務課長にお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、報告第81号 専決処分した事由、教育委員会名義後援についてご報告いたします。

9月23日から10月7日までに申請がありました9件の名義後援を承認しておりますことをご報告いたします。

続きまして、報告第82号 臨時代理した事務の報告及び承認について。

平成28年度10月補正予算ですけれども、補正の専決予算についてということで、ご説明いたします。

これは、9月20日未明に都城市に最接近いたしました台風16号による被害の災害復旧に要する経費を10月補正予算として専決したものです。臨時代理書がついておりまして、その次のページをご覧ください。

平成28年度10月補正予算と一番上に書いてあるものです。

専決した補正予算額は、公立学校施設災害復旧費として2千176万円、社会教育施設災害復旧費として173万6千円、合計2千349万6千円でございます。

一枚おめぐりください。予算委員会説明資料になります。

まず、現年発生公立学校施設単独災害復旧事業でございますが、これは修繕費として909万2千円、工事請負費として1266万8千円を計上いたしております。修繕費の内訳といたしましては、小学校が高城小ほか11校での修繕で300万2千円、中学校は祝吉中ほか9校の修繕で609万円、その合計が909万2千円となっております。主な修繕は、屋根の破損による修繕、また、倒木によるフェンスの破損等が多くございましたので、その修繕にあてております。

次の工事請負費1266万8千円は、川東小学校の防球ネット用の支柱が強風により傾き、その改修による費用として623万2千円、乙房小の校舎屋根破損改修で523万7千円、江平小プール更衣室屋根破損の修繕に要する費用で120万円となっております。

次のページ、現年発生社会教育施設単独災害復旧事業は、島津邸の災害の復旧要した経費でございます。

島津邸の園庭、駐車場等に10本を超える倒木がありました。その処理に要する費用と土蔵の屋根に倒木がありましたので、屋根の改修のための修繕料を計上しております。

この10月補正は、もう既に10月14日に市長より採決されており、その後、すぐに改修に着手しております。島津邸の報告書類に関しましては、規定予算で対応できないために、本来は市長決裁を待ってからの業務委託とするべきところを、既に委託しておりますが、これは平成19年9月に、都城造園協同組合と締結した災害時における応急対策行動に関する協定に基づいて、

早急に対応し、その後予算をあてるという流れを取っております。

なお、台風16号発生に伴う被害、その改修にかかった費用は、この専決の部分も含めて、教育委員会では総額4074万9千円と試算しました。児童生徒、市民の安全のために、早急に着手すべきものは、まずは規定予算で対応しております。そして、10月専決をもって、着手できるものはその後、着手をするという順番で優先順位をつけて、早急に修繕、工事等に入っております。既に、規定予算で対応しているものは当然、年度の計画に不足が生じますので、その分に関しましては、12月補正で計上しておりますので、12月補正の説明のときに、またそちらも含めてご説明したいと思っております。

資料をめぐっていただいて、倒木等の写真を掲載しております。強風、雨の中、倒木等が多く発生した事案です。

以上で、説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。

報告第81号と82号についてご質問はありませんでしょうか。

学力アップの非常勤講師のお手当と同じ金額の4千万円と思うと、何か、災害というのは悲しいなど改めて思います。

○小西委員長

それでは、承認させていただきます。

11 その他

○12月定例教育委員会日程について

日程 平成28年11月22日(火)13:30から

会場 南別館3階委員会室

以上で、11月の定例教育委員会を終了いたします。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

委員長

